

## 地方独立行政法人市立秋田総合病院業務委託業者選定要領

平成 26 年 4 月 1 日  
理 事 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「病院」という。）が公募型指名競争入札、一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）又は随意契約を行うにあたり、業務委託業者の選定に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第 2 条 前条の目的を達成するため、市立秋田総合病院業務委託業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 事務局長

委員 各年度委員長（以下「長」という。）が任命する。

2 委員会に幹事若干名を置き、各年度長が任命する。

(審議)

第 4 条 委員会は、実施設計額が 100 万円を超える業務委託および各科所室で委員会において審議することが必要と認められる業務委託について審議する。

(会議の開催)

第 5 条 原則として月曜日に開催する。

2 臨時会は、長が必要と認めたときに開催する。

3 委員会は、長および委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議)

第 6 条 長は、会議を総理する。

2 長に事故があるときは、その都度長の指名した者がその職務を代理する。

(選定基準)

第 7 条 業務委託を入札に付する場合は、業務委託の内容により随時選定基準を策定のうえ決定する。

2 入札に付する業務委託の選定業者数は、委託業務の内容により協議のうえ決定する。

3 入札に参加する者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意し、選定が特定の業者に偏らないようにしなければならない。

(1) 事故等の状況

- (2) 信用度
- (3) 秋田市および市立秋田総合病院発注の業務委託の実績
- (4) 当該委託内容についての適性  
(非選定者への理由説明)

第8条 前条第1項の選定基準を満たす者であって、入札に参加する者として選定されなかったものから、選定されない理由について書面により説明を求められた場合は、委員会の決裁を得て、書面により回答するものとする。

(その他)

第9条 その他委員会の審議に必要な事項については、別に定める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。  
(市立秋田総合病院業務委託業者選定要領の廃止)
- 2 市立秋田総合病院業務委託業者選定要領（平成20年2月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。